

## 平成30年4月1日から経営事項審査の採点方法等が変わります！

経営事項審査の改正が行われ、平成30年4月1日から以下のとおり変更があります。

### ①社会性等(W点)のボトムを撤廃する

現行制度上、「社会性等(W点)の合計(下表のA)が0に満たない場合は0とみなす」とされているところを、**0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する。**

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正後)
W1:労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...	...	...	...
W2:建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...	...	...	...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...	...	...	...
W4:法令遵守の状況	0	-30	-30
...	...	...	...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A×10×190÷200)	1,919	0	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

### ②防災活動への貢献の状況(W3)による評価点数を以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「**防災協定を締結している場合に20点の加点評価**」と改める

W点の評価項目	現行		(改正後)	
	有	無	有	無
W3:防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

③建設機械の保有状況(W7)による評価方法を、以下の通り見直す

加算テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する

【改正前】

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

【改正後】

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

④営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする

- 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの  
(審査基準日時点で所有またはリース契約されているものが対象)  
※リース契約は審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの  
※「大型ダンプ車(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上)」

※確認資料が必要です。

- ①所有、リースとも「建設機械保有状況一覧表」
- ② イ:所有の場合……対象機械の売買契約書等の写し。  
ロ:リースの場合……リース契約書の写し。
- ③道路運送車両法に基づく「自動車検査証の写し」  
※自動車検査証に「〇〇営〇〇〇〇(建)小印(各運輸支局等のもの)」の記載があるものに限る

⑤再申請について

再申請受付期間 : 平成30年4月1日から7月27日  
今回の再申請については、収入印紙は必要ありません。

※申請方法については別紙の「再申請用記載要領」をご覧ください。